

「先生、どうにかできませんか。」

2019年1月24日、千葉県野田市の小学4年生だった栗原心愛さん(10歳)が自宅の浴室で死亡し、父親が逮捕されました。少女は浴室で冷水シャワーをかけられ、両手で首付近を鷲づかみにされたとも報じられ、多くの人が心を痛めました。彼女は2017年11月に学校で行われた「いじめにかんするアンケート」に次のように書いていました。

お父さんにぼう力を受けています。夜中に起こされたり、起きているときに蹴られたり叩かれたりされています。先生、どうにかできませんか。

翌日、担任が聞き取りをし、公開された心愛さんのアンケートの用紙には「きのうのたたかれたあたま、せなか、首をけられて今もいたい」「口をふさいでゆかにおしつける→自分の体だいじょうぶかな？」など、聞き取りの内容が加えられていました。

「もうおねがいゆるしてゆるしてください」

2018年3月2日、東京都目黒区の船戸結愛さん(5歳)は、継父の暴力が元で死亡しました。報道によると、両親は1月下旬頃から結愛さんに十分な食事を与えず、栄養失調状態に陥らせ、2月下旬頃には結愛さんが衰弱。嘔吐するなどしましたが、病院を受診させずに放置。低栄養状態などで起きた肺炎による敗血症で死亡させた疑いがあるということです(『朝日新聞デジタル』2018年6月6日)。6月には、死亡時の体重は平均(20kg)を下回る12.2kgだったこと、部屋には毎朝平仮名の書き取り練習をしていたノートが見つかったことも報じられました。父親から命じられていたということです。

もうパパとママにいわれなくてもしっかりとじぶんからきょうよりもっともっとあしたはできるようにするからもうおねがいゆるしてゆるしてくださいおねがいます

逮捕・起訴された継父は、「言うことを聞かないので数日前に拳で殴った」と容疑を認めています(同、2018年3月3日)。

## 増える児童虐待

結愛さんの事件は多くのマスコミが取り上げ、児童虐待についての特集もありました。「FNNプライムイブニング」ニュースもその一つで、「1日1食 真冬のベランダに放置 5歳女児虐待死“最後の1ヶ月”」というタイトルで6月7日に放映されました。東京の自宅に“軟禁状態”だったこと、水をかけられたり真冬のベランダに放置されたこと、食事は味噌汁をかけただけ、外食時は一人だけ置き去りだったことを伝えました。さらに虐待死の背景を家族や行政などの対応に求め、2016年春に実母が結婚しその年に長男が生まれたこと、連れ子である結愛さんとともに、2018年1月まで香川県で暮らしていたと報じました。その間、2016年12月には、結愛さんが唇から血を流した状態で自宅前に放置されているところを発見され、香川の児童相談所が一時保護。2017年3月にも再び外に放置され、2度目の一時保護となっていました。この間、継父は傷害容疑で2回書類送検、いずれも不起訴処分となっていたことを踏まえ、虐待の連鎖がなぜ起きるのかや行政の対応の慎重さについ

て、専門家を交えた話を伝えていました。

心愛さんの事件は、結愛さんの事件を思い出させ、いずれもが親に虐待されながらも親を慕う子どもの姿に心を動かされない人はいないのではないかと思います。

「FNNプライムイブニング」ニュースは今回も特集し、「2018年の1年間に警察が児童虐待の疑いで児童相談所に通告した子どもの数は8万104人、この10年で約13倍にも増えている。」と報じました(「児童虐待の通告数が過去最高 10年で約13倍に…『面前DV』も」、2月7日放映)。このうち、約7割は面前DVで、兄弟が暴力を振るわれていたり、夫婦喧嘩だったり、親の間のDVを見て精神的なDVを受けているという結果でした。一方、2018年に摘発された児童虐待事案は、1,355件で、これは2008年に摘発された357件と比べると約3.8倍に増えています。また、『朝日新聞』は、厚生労働省が結愛さんの事件を受け行った緊急調査で、安全確認ができていない子どもは全国で2,936人、虐待を受けているか、虐待情報がある子どもは143人いたと報じています(『朝日新聞デジタル』2019年2月28日)。記事によれば、安全確認ができていなかった未就園児らは15,270人で、調査を進めてもなお安全確認ができていない子どもが2,936人(就学前2,480人、小学生263人、中学生147人など)いるということです。

## 人の子が人として生きていけるように

人間は生まれてから人間という社会で育っていきます。その社会的環境で人は保護され愛され学び、やがて自分という人を形成していきます。人にとって生育する環境・関係は大変に重要なものです。「児童福祉法」(2018年改正)の総則は、児童を健全に健康に育てていくために次のように記しています。

第一条 全て児童は、……適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、……心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

○2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

○3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

子どもの保護者は、子の生育・成長に「第一義的責任」を負うもので、その多くは「親」であり、その「親」は子を無条件に可愛がるものだと思われてきました。親による虐待の増加は、何を物語るのでしょうか。心愛さんの事件を受け、政府は「児童虐待防止法」の改正案を作成、両親が行う「体罰」を禁止することを盛り込むと報じられています。連鎖すると言われるDVという現象は、夫婦・親子という非常に親密度の高い環境で発生します。個別の事件を掘り下げる、行政など社会的取り組みを再考する、夫婦・親子のあり方規範を直視するなど、様々なアプローチが必要でしょう。当事者だけの問題ではないはず